

## 愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

### 1 日時

令和3年8月26日（木）午後1時30分から午後3時まで

### 2 場所

愛知県自治センター12階 E会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（9名）

榊原部会長、浅川委員、大石委員、永瀬委員、渡邊(幹)委員、渡部(美)委員、橋本専門委員、深澤専門委員、山口専門委員

(以上9名)

#### (2) 事務局（20名）

説明のために出席した職員20名

### 4 傍聴人

なし

### 5 会議録の署名

会議録の署名について、榊原部会長が永瀬委員と渡邊(幹)委員を指名した。

### 6 議事

#### (1) 審議事項「愛知県における土砂等の埋立て等に関する規制のあり方について」

資料1から6までについて、事務局から説明を受けた。

#### 【質疑応答・要旨】

(大石委員)

大きく分けて、汚染物質と土砂崩れなどの災害の2点が論点だと思うが、どうか。

(事務局)

今回土砂等の埋立て等の規制のあり方について、諮問した趣旨が2点ある。1点目が、埋立て等に土砂を使用する場合の土壌汚染を防ぐための規制をどうするのか

である。2点目が、熱海市で発生した土石流のように、外部に土砂が飛散、あるいは流出すると周辺の生活環境に影響が及ぶことになるため、そういったことも防ぐための規制をどうするのかである。

(部会長)

まず、資料1から6までで全国や愛知県の現状について説明があった。この部分について質疑応答し、続いて、資料7あるいは次回の会議でより具体的に議論したいと考えている。もちろん御意見があれば、今日の段階で伺えればと思う。

(大石委員)

汚染について、土砂を持ち込む場合の規制がないというところがポイントであり、改善や検討を行う必要があると思う。

(事務局)

資料6までは愛知県内及びその他の都府県の状況の現状を説明した。それを受け、資料7ではどういう規制を考えるべきかについて御審議、御検討いただくことを考えている。

(部会長)

資料7まで説明した方が、意見や質問も出しやすいと思われるため、続いて資料7を説明し、その後、御意見や御質問を受けることとする。

資料7について、事務局から説明を受けた。

#### 【質疑応答・要旨】

(浅川委員)

目指すべき方向性や規制の方針のところで、土砂等に関する環境上の基準について、土壌汚染対策法の含有量及び溶出量の基準に基づくという説明があったが、有害物質等であればこれでよいと思う。土砂等ということで、建設の廃材等が混ざっていることもあり、それも規制しなければいけないと思うが、どうか。

(事務局)

埋立てに用いられる土砂に、細かい木くずなどが混じるという観点での意見かと思う。細かい木くずなどは廃棄物に該当し、廃棄物を埋立てることは、廃棄物処理法で禁止されており、廃棄物は許可を受けた最終処分場でないと埋めることができない。御指摘の点は廃棄物処理法の規制により対応していくものと考えている。

今回は有害物質、つまり土壌汚染対策法での規制対象物質を念頭に置いて、搬入

土砂の規制を考えていきたい。

(浅川委員)

承知した。

(渡邊(幹)委員)

土砂を埋め立てる場合に、例えば平地の場合と、山間部の場合はおそらく目的も方法も違う。平地では、例えばそこに工場を誘致するために埋め立てる場合もあるし、山間部はもう使わない土砂の処理が目的になってくると思う。

山間部の場合に、地すべりが起こりやすいような場所に土砂を持っていけば、土石流が起きる可能性は高いわけで、おそらく熱海はそういう状況だと思う。そういう場合に、どういう対策をとるべきか、一律に埋立て要件を一つ作るというよりは、分けて検討する方が良い。

もともと山間部の場合、土砂の上に植生がない状態だと、土砂が流出してしまう。そこに植生があっても、人工林は地すべりが起きてしまうので、広葉樹、例えばどんぐりをまくことでも、地すべりを防ぐことができるという研究例は結構ある。愛知県は生物多様性の保全に率先して取り組んでいるので、そういうことを盛り込むことで、他の県と同じではなく、土砂の搬入というものに対するアクセントを入れられれば良いと思う。

(事務局)

渡邊(幹)委員から大きく分けて3点御指摘があった。

まず1点目。平野部と山間部では土砂を持ち込む目的が違うため、異なる視点で議論する必要があるとの御指摘である。県としては、土壌汚染を防止するためには、土を埋め立てたり盛ったりした後の土地の利用目的によらず、規制をする必要があると考えている。

次に2点目。場所によって違いがあるというのは、御指摘のとおりと思う。埋め立てる場所が平野か、あるいは地すべりが起こるような山間部かによって、外部への土砂の流出を防止するための基準を考えていく必要がある。資料7の制度の体系の許可基準のところ、構造上の基準と書いているが、その中で検討していく必要があると思う。

資料4で、すでに個別法で一定の規制がなされていることを説明したが、砂防法や森林法、宅地造成等規制法といった法令には、崩落流出を防ぐための一定の基準があり、それらを参考にしながら、構造上の基準は検討していく必要があると思う。

そして3点目。生物多様性保全や、地域の植生についても適切な対応を求める観

点で御指摘をいただいた。御指摘のとおり、そういった観点は大変重要と考えている。

一方で、今回諮問させていただいた背景は、砂防法、宅地造成等規制法等、既存の法令や市町の条例で規制がないところへの対応をどうするかという点である。委員から御指摘のあった植生の保護という観点についても、一定の配慮を求めることは必要と思うが、強制力を持った規制については慎重に考えていく必要があると思う。

(大石委員)

個々の別の法律で土砂災害等は見られているということだが、今回の諮問は、どちらかというと、汚染の方に重点が置かれているように感じる。

しかし、この土砂等の埋立て等に関する規制ということであれば、両方とも考えるべきであり、個々の法律でいろいろ規制されているとはいっても、それらを総合して見るものが必要と思う。個々の法律を全体的に見るという思想は必要だと思うが、いかがか。

また、今回の熱海でもそうだが、埋立地の地権者が変わったというようなことがあった。その場合、どう対応するのか決めておかないといけない。

(事務局)

個別法の規制も踏まえた上で全体的な規制を見るべきではないかということで、そういった観点も必要であると考えている。一方で既存の法令との関係性もあるので、そこはよく調整したい。

地権者の話があったが、埋立て等を行う者を規制する場合、途中で行為者が変わると、責任の所在が不明になる。誰が埋立て等の行為を行っているのかをその時々把握し、きちんと規制指導ができるようにする必要があると思う。

(永瀬委員)

既存の砂防法などでカバーできる部分はこれまでどおりであり、そこから漏れているあるいは足りない部分、例えば、許可基準のところの構造上の基準を今回規制に盛り込むという考え方か。

(事務局)

砂防法や宅地造成等規制法など、個別法の規制の中には、土砂が崩れたり流れ出たりしないようにする基準がある。一方でこういった個別法の規制が及んでいない地域もあるため、全体をカバーする形でどう規制をすべきかを考えていきたい。

(永瀬委員)

既存のものから漏れているところを、満遍なくカバーできるものを作っていくということでしょうか。

(事務局)

御指摘のとおりである。

(部会長)

個別法で一定の地域については規制があるが、漏れている部分もあるためということになる。

(浅川委員)

資料7の許可対象のところ、適用除外の設定と記載されているが、これは一定規模以下のものを除くということか、あるいは、先ほどのような個別法に係るものは除くということか。

(事務局)

許可対象の※印の適用除外についてである。

まず、一定規模の面積や高さで記載されているが、それ以下のものは、そもそも許可が必要ない。他の都府県も、そういった一定の規模要件を設け、それに満たないものは許可や届出は不要としている。

この適用除外というのは、一定規模以上のものであっても、一定の要件を満たす場合に許可を不要とするもので、例えば、緊急時に災害などを防止する上でやむを得ず埋立てを行う場合、あるいは国や地方公共団体のように、適切な埋立てが期待される場合が想定される。なお、他の都府県も、一定の考え方に沿って許可の適用除外を定めているため、その辺りも参考にしながら、整理をしていく必要があると思う。

(浅川委員)

承知した。

(永瀬委員)

最初に浅川委員が質問された廃棄物の関係で、熱海の土砂を見ても、一部廃棄物が入っている。廃棄物混じりの土砂について、どこまでだったら土砂で、どこからが廃棄物なのか。例えば、一旦廃棄物を埋めて、時間が経って、有機物が大分減量してしまった場合、土砂が多い場合は土砂になるのか。廃棄物と土砂の区別が難しいのではないかと。

(事務局)

廃棄物の埋立てはそもそも禁止されており、一部であっても廃棄物が混入していれば、廃棄物として規制を受ける。

(永瀬委員)

承知した。

(部会長)

今回の質疑応答を聞く中では、目的も2つあって、いろんな状況に対応する必要があり、複数の法令との間をどう調整するかということがある。今日の御意見や御質問を受け、さらに事務局で整理をお願いする。

(2) 報告事項「環境影響評価法における風力発電所の規模要件見直しに伴う愛知県環境影響評価条例の対応について」

資料8について、事務局から説明を受けた。

**【質疑応答・要旨】**

(大石委員)

3.75万kW等の規模のイメージがつかめない。例えば、高さ100m級の発電機が何基あるとどのくらいか、あるいは、現存の風力発電所の何%くらいがこの3.75万kWより大きいかなどについて教えてほしい。

(事務局)

現行の風力発電機は、主に4,000kW級が主流で、その高さについて、ハブ高さは中心部が80から90m程度、ブレードの高さまで含めると140から150m程度だったと記憶している。

4,000kWの風力発電所を10基建設する場合に、法アセスの第二種事業に該当することとなり、13基以上設置するならば必ず法アセスを実施することとなる。

(大石委員)

かなり大きい規模のものだと思ってよいか。

(事務局)

今、愛知県内でもいくつかの風力発電所がアセス対象事業であるが、約2万kWの案件が2件、5万kW以上の案件が1件である。約2万kWの2案件は、渥美半島の先、西の浜に建設される計画となっているが、これらが並ぶと西の浜のおおよそ3分の1から2分の1が占められるようなイメージになるので、それなり

の規模だと我々は考えている。

(部会長)

以前の環境審議会において、オンラインが使えるところで会議を行った。できるだけそういうところで会議を行ってほしい。

以上

愛知県環境審議会委員 永瀬 久光

愛知県環境審議会委員 渡邊 幹男